（略）	（略）
電気通信工事業	一　法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理とするものに合格した者 二　技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者 三　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十六条第三項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつて、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し五年以上実務の経験を有する者
（略）	（略）

三　前二号に掲げる者のほか、第十八条の三第二項第二号に規定する登録基幹技能者講習（許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるものに限る。）を修了した者

四　国土交通大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者

（別表）（二）

コード	資格区分
（略）	（略）

建設業法	
（略）	（略）
30	（略）
31	一級電気通信工事施工管理技士
32	二級　〃
33	（略）
（略）	（略）

（別表）（四）

コード	資格区分
（略）	（略）

建設業法	
（略）	（略）
230	（略）

（略）	（略）
電気通信工事業	（新設） 一　技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者 二　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十六条第三項の規定による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であつて、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し五年以上実務の経験を有する者
（略）	（略）

（新設）

三　国土交通大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者

（別表）（二）

コード	資格区分
（略）	（略）

建設業法	
（略）	（略）
30	（略）
（新設）	（新設）
33	（略）
（略）	（略）

（別表）（四）

コード	資格区分
（略）	（略）

建設業法	
（略）	（略）
230	（略）